

其、際明治四十二年六月十七日當省地乙第五
 六号決定ニ基キ其ノ書類一切返付セサリ故
 ラ以テ今回訴願人ヨリ別紙、通證據書類ハ
 今日ニ於テハ本件ニ関シ別必要無之且本件
 主要書類ニモ非サルヲ以テ左案、通所管滋
 賀縣知事經由返付致度此段相伺候

案
 年月日
 警保局長

滋賀縣知事宛

訴願添付證據書類返付件
 貴管下段田郡長濱町馬場與惣市ヨリ
 先般却下シタル劇場建設願ニ関スル訴
 願ニ添付セル證據書類返付方願出候ニ付
 左記書類及送付矣條本人ハ御返付相成
 度候

左記

- 一 劇場建設願
- 一 承諾書
- 一 劇場建築設計書
- 一 劇場建築設計仕様書
- 一 附屬圖面
- 一通
- 一通
- 一通
- 一通
- 四枚

参照

内務省書乙第一〇号
從來法律勅令ニ依リ訴願ヲ提起スヘカラサル
モノヲ却下スル場合ハ三十四年十月二十三日
参甲第三号通牒ニ依リ其書類ヲ返付
スル例ニ有之矣處今般其書類ハ返付セ
サルコトニ同定相成候ニ付將來右様御取扱
相成度依命此段及通牒矣也

明治四十二年六月十八日

文書課長 杉山四五郎

各局課宛

(最野商店)

参照

甲

内務省地乙第五六号
明治三十二年四月十九日
地方局長
大臣

次官

文書課長
参事官

判決六月十七日

主査府縣課長
市町村課長

訴願却下ニ関スル件
従来訴願ヲ却下スル場合ハ其書類ヲ返付スル
例ニ有之矣但訴願法第九條第一項ニ却下ト
ル事件其モノノ受理ヲ為ササル謂ニレテ必
書類ヲ返付スヘキ義ニ無之殊ニ書類返付

ヲ為ストキハ事件ノ顛末不明トナルノ恐アルニ依
 リ從來騰字ノ上参考ニ供シ居リ矣得其斯
 テハ手数ヲ要スルコト不尠矣同將來法律
 勅令ニ依リ訴訟ヲ提起スヘカサルモノ却下
 ハ裁決場合ト同シ其書類ハ返付セサルコト
 ニ取扱同様致度此段相同候也
 追テ本件決定ノ上ノ文書課ヨリ右局
 課ニ通知相成矣様致度矣也

(恩野商店)

警務課長

七

二

十八

警保

(印)

鍊

(印)

警務課長

(印)

(印)

(印)

警視ヲ以テ署長ニ補スル警察署名
 中改正ノ件
 告示案

内務省告示第十七號
 明治三十三年八月内務省告示第四十八號
 警視ヲ以テ署長ニ補
 スル警察署名中兵庫縣欄内「神戸警察署」大正

明治三十三年八月